

令和元年6月20日現在

機関番号：31308

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04482

研究課題名(和文)戦後における地方教育研究所に関する研究

研究課題名(英文)Local Education Research Institute in Postwar Japan

研究代表者

佐藤 幹男 (SATO, MIKIO)

石巻専修大学・人間学部・教授

研究者番号：30142904

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：戦後、1947年3月の文部省の勸奨通達によって、自主的で科学的な研究を実施し、その成果を各地域の教育に生かすことを志向した地方教育研究所が全国の自治体に設置された。法的根拠も予算措置もない、単なる奨励策であったが、多くの自治体がそれに応じた。それは戦後教育への期待のあらわれといえる。教育研究所は1950年までに約75%の自治体に設置され、名称や事業内容に差異は認められるが、ほぼ文部省の期待に応える内容の機関であった。しかし、教育研究所は、1956年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」施行以後、教育委員会の「教育機関」として位置づけられ、ほとんどが研修機関へと変貌していった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、戦前の集権的な監督行政を見直し、戦後の教育行政のあり方を模索した時期を対象としている。特に、1950年ごろまでの戦後初期は、文部省の積極的な関与がなかった分、地方の実情に即した対応が見られた。教育研究所の参考例を示した他は、設置の有無も内容も地方長官に任せるという方策は、実に興味深い実験であった。結果、戦後のわずか4、5年で80%近くの県に設置され、内容も文部省の期待に沿ったものであった。しかし、1950年代半ば以降、地方教育行政に関する法律の施行後、一挙に平準化し、研究所は研修所に変貌を遂げていった。監督行政からの転換の試みも不首尾に終わった。

研究成果の概要(英文)：The Ministry of Education encouraged Local Director General to establish Local Education Research Institute that oriented independent and scientific research, in March 1947.

Afterward, Local Education Research Institute was almost established in the whole country. Though it is a mere encouragement, no expense, no act, many local government established Local Education Research Institute. The results met many people's expectation for new education. About seventy-five percent of Local government established Local Education Research Institute until the year 1950. There were variation in activities, but the project answer almost the expectation of the Ministry of Education. After enforcement of the Act on the organization and Operation of Local Educational Administration in the year 1956, Local Education Research Institute were positioned as Local Education Institute of school board. And that changed almost to school personnel in service training center.

研究分野：教育行政学

キーワード：地方教育研究所 戦後教育改革 監督行政 指導行政 研究所 研修所

1．研究開始当初の背景

戦後 70 年を経て、今、あらためて戦後教育改革とは何であったのかが問われている。教育基本法が改正され、行政は教育条件の整備にもっぱら努力するようにとあった改正前の 10 条が削除され、国が教育方針を浸透することができる条項が入った。教育行政が政治から独立して行われるためにつくられた教育委員会制度も「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって変わり、今般、それがさらに改正されて教育行政に対する首長の影響力が強化された。戦後教育改革の理念とは何であったのか。それは何を目指していたのか。本研究は、あらためて初心に帰って改革の理念と方向を考えるべく、その具体的な事例として、戦後初期、教育政策の立案や教育行政に不当な政治的介入を防ぐために科学的調査研究を行う研究所を各府県に設置し、その成果を政策、行政に生かす仕組みを作ろうとした試みがあったことに注目し、その構想の全貌とその実際を明らかにすることとした。

2．研究の目的

本研究は、「独善的」で「場当りの」、「他の政策に引きずられ」たり、「素人の一家言が幅を利かした」とされる戦前の教育政策や行政を改めるためには科学的企画性、専門的科学性が必要であるとして、戦後初期、すべての県に教育研究所を設置し、その調査研究の成果を政策立案や教育行政に生かそうとした試みがあったことに注目し、その計画の全貌とその試みの実際を明らかにすることを目的とする。しかし、この地方教育研究所は、1960 年代以降、多くは教員研修センターへと改組され、立案者たちの所期の目的は達成されなかった。なぜそれが当初の計画通りに進まなかったのかの検討も重要である。本研究を通し、教育行政における専門性、中立性、継続性、安定性の確保といった現代的課題に対して示唆を提供することができる。

3．研究の方法

本研究は、戦後初期、教育政策の立案や教育行政に不当な政治的介入を防ぐために科学的調査研究を行う研究所を各府県に設置し、その成果を政策、行政に生かす仕組みを作ろうとした試みに焦点を当てた。そのために、可能であれば、構想を提案し、推進した城戸幡太郎の思想と行動、さらには彼の構想を具体化させた文部省等の戦後初期の改革推進の構図とプロセスを解明することも視野に入れつつ、主として、地方教育研究所の全国の設置状況とその後の推移、特に師範学校への設置を勧奨した背景と現実を明らかにすることに重点を置いて検討を進めることとした。研究は、城戸構想の解明のため、城戸のみならず彼の周囲にいた人物や団体、機関なども対象に資料収集と分析を行うとともに、全都道府県の研究所

の設置のプロセスとその後の変遷の様子、及び 1960 年代までの各県の国立教員養成大学、学部付設の研究所に関する関連資料の収集を精力的に行った。また、必要に応じて、各県の研修センターや県立図書館、教員養成大学の訪問調査なども実施した。

4. 研究の成果

(1) 研究代表者は、これまで、戦前期の「現職研修」の史的展開に関する検討を行ってきた。戦後教育改革期を対象とした研究には、教員の再教育や現職教育等を中心に戦後現職研修の成立過程について検討した『戦後教育改革期における現職研修の成立過程』(学術出版会、2013 年 12 月) がある。そこでもすでに一部触れたが、十分に検討しきれていなかった課題の一つが「地方教育研究所」の全貌の解明であった。

(2) 戦後、教員再教育の実施機関として精力的にその役割を担った機関として「教育研修所」を挙げることができる。戦前の「教学錬成所」を前身とし、1945 年 10 月、新たに「教育研修所」として再出発し、主に教員の再教育と新教育推進事業を担当し、その後、1949 年 5 月から「国立教育研究所」となった機関である。設立当初は機関名を「研修所」としたことからも「研究」機関という性格は薄く、再教育や新教育の普及を主たる任務としたが、そのことが逆に「研究所」への改組に向かわせることになる。1946 年 3 月に所長となった城戸幡太郎は、研修所を研究所へと改組する方針を掲げ、教育刷新委員会や文部省とも協調しつつ、研修所を中央のセンターとして位置づけるとともに、全国各地に府県単位の「地方教育研究所」を設立して全国的な教育研究のネットワークを構築し、政策、行政に資するための従前の日本にない新しいタイプの研究機関として整備する構想を打ち出す。それは、まもなく、1946 年 12 月の教育刷新委員会第 1 回建議として、さらには 1947 年 3 月、地方長官ならびに師範学校長宛に教育研究所の開設を勧奨する文部省学校教育局長通達として具体化された。この地方教育研究所は、通達とは無関係に自主的に作られたものや通達以前に作られたものもあるが、勧奨通達以降、主として師範学校に次々に設置されていった。さらに 1947 年 10 月には、教育研修所主催で、地方研究所設置を促進し、成果の交流、相互の批判検討をする機会として第 1 回教育研究所連絡協議会が開催され、文部省からは師範教育課、調査課、教材研究課が参加し、全国各地から、師範学校の研究所 43、府県立教育研究所 2、郡市の教育研究所 6、民間教育研究所 4、教職員組合や教育会関係 5 の研究所が参加したとされている。さらに 1948 年 12 月には、教育研修所に都道府県教育委員会、教育研究所、師範学校、教職員組合等の各関係者が参加して、全国教育研究所連盟が発足し、以後、継続して全国協議会が開催され、研究所の設置も加速していった。

なお、この時期の城戸構想と文部省との関係、改革プロセスの解明に関しては、新たな資料の発掘が実現できなかった。今後の課題としたい。

(3) 地方教育研究所は、その設置について法律の明文の規定がなく、あくまでも「勸奨」によるものであり、結果的に、各自治体の行政や教育の歴史、文化、風土等により、実に多様な受け止め方がされ、設置の時期、設置形態、性格等に多様性が見られることが明らかになった。予算措置もない単なる奨励策であったにもかかわらず、多くの自治体がそれに応じたという事実は、戦後教育への期待のあらわれともいえる。教育研究所は 1950 (昭和 25) 年までに約 75% の自治体に設置され、名称や事業内容は府県ごとに差異は認められるが、ほぼ文部省の期待に応える内容を備えた機関となっている。教育研究所設置に少なからず影響したと考えられる城戸幡太郎の構想に近い形で「自主、独立」、「専門的科学性」を志向した研究所も見られるが、戦前からの教育会の影響が強かった地域は、概して自治体立の教育研究所の設置は遅れた。また、1950 年前後までの時期で、教育会の他、軍政部や教員組合などの影響を受けた例や、教育委員会法が設置を求めた調査課との関係で研究所の性格規定が影響を受けた例もある。さらに、文部省が設置を勸奨した 1947 年の時点では、研究所は大学に設置し、自治体にはその支援を求めることを原則としたが、実際は、別々に設置された例が多く、1950 年代以降、大学の研究所はやがて形式化する一方、自治体立の研究所は、現職教育を主たる任務とする「研修所」へと徐々に姿を変えていった。この間、全国研究所連盟による「教育研究所」の法制化運動もあったが、教育委員会法に代わる 1956 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、地方公共団体が設置する教育機関として法制化され、その結果、平準化が進み、多くは研修機関へと変貌を遂げる。その背景には、1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて統制、画一化を進めた教育政策があったといえる。

(4) 戦後改革の理念の一つでもあった地方分権化策の好例ともいえる地方教育研究所の設置は、戦後初期、多くの自治体で自主・独立、専門的科学性を志向して試みられた。しかし、それも結果的には、通達で「参考」として示された性格や事業内容の枠組以上の新たな可能性を示すような事例を生み出すまでには至らなかった。地方教育研究所設置の試みは、自治体が自から生み出したものではなく、指示されたものに同調したに過ぎなかったのであろうか。改革の可能性も与えられたものであり、それ生かすだけの力量も育っていなかったということなのであろうか。それらについての検討は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

【雑誌論文】(計 3 件)

佐藤幹男、「大学と地域との連携による教師教育」、全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究』、第 30 号、2017 年 3 月、41 - 51

佐藤幹男、「山崎奈々絵著『戦後教員養成改革と「教養教育」』、日本教育学会『教育学研究』、第 84 巻第 4 号、2017 年 12 月、471 - 473

佐藤幹男、「11月28日公布「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」をどう見るか」、関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会『会報』第871号、2017年6月、59 - 67

【図書】(計2件)

佐藤幹男他、学文社、『教師教育研究ハンドブック』(第一部 第11章「教員の採用と研修」)、2017年9月、50 - 53

佐藤幹男他、不二出版、『近・現代日本教育会史研究』(第11章「校長と現職研修 戦前の現職研修システムとその戦後への継承の仕方に着目してー」)、2018年3月、415 - 439